

サービス提供責任者の配置基準について

サービス提供責任者の配置については、指定（介護予防）訪問介護事業所ごとに『利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者を配置』する必要があります。

- 指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、**利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない**。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

※利用者の数

- ア 一体的に予防訪問介護の指定を受けている場合は介護予防訪問介護の利用者を含むこと。
- イ 利用者の数は、前3月の平均値とする。前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。
- ウ 通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

【利用者数計算例】

	1月	2月	3月
要介護者	43	44	44
要支援者等	8	8	9
通院等※	0.3	0.4	0.3
各月合計	51.3	52.4	53.3

3ヶ月の実利用者数総計
↓
157.10 ÷ 3 = 52.36666... 人

※通院等乗降介助のみの利用者は、0.1人として計算

⇒前三ヶ月の利用者数平均値が **52.36666...人** の場合の、サービス提供責任者の配置必要人数

常勤換算方法による場合

配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数とする。
(小数点第1位に切り上げた数)

【計算例の場合】

$$52.36666... \div 40 = 1.3091...人$$

↓
小数点第一位に切り上げし、**1.4人**

常勤換算数で1.4人以上のサービス提供責任者の配置が必要となる。

- ★非常勤のサービス提供責任者は、常勤職員の勤務時間の1/2以上の勤務が必要なので、実際の配置は1.5人以上となる。
- ★常勤換算方法を採用する事業所で、必要となる常勤のサービス提供責任者の員数については、別表を確認のこと。

【注意】

サービス提供責任者は、暦月の実利用者数により配置必要数が決まることとなるため、各事業所においては、**毎月、実利用者数、前3ヶ月の平均値及びサービス提供責任者の必要配置人数を記録し、当該書面を保存**してください。

(※書面については、(参考様式1 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表)に「(12) サービス提供責任者の配置基準」の確認表ありますので、当該部分に必要な事項記入の上、保存してください。)

サービス提供責任者の配置基準については、平成27年の基準改正により、要件を満たせば、指定（介護予防）訪問介護事業所ごとに『利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上の者を配置』（改正後の基準）が可能となる旨の改正が行われました。

【平成27年基準改正後の新基準】

●サービス提供責任者の配置について、以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人のサービス提供責任者の配置が可能。

- ① 常勤のサービス提供責任者を3名以上配置している
- ② サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している
- ③ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合

※「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月あたり30時間以内である者。

「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合」とは、訪問介護計画の作成や訪問介護員の勤務調整等のサービス提供責任者が行う業務について、省力化・効率化や、利用者に関する情報を職員間で円滑に共有するため、ソフトウェアやネットワークシステムの活用等の業務の効率化が図られているもの。

また、この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、別表二に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

別表

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	①に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 (利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人配置する場合)	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
320人超360人以下	9	6
360人超400人以下	10	7
400人超440人以下	11	8
440人超480人以下	12	8
480人超520人以下	13	9
520人超560人以下	14	10
560人超600人以下	15	10
600人超640人以下	16	11

別表二

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	居宅基準第五条第五項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
50 人以下	3	3
50 人超 100 人以下	3	3
100 人超 150 人以下	3	3
150 人超 200 人以下	4	3
200 人超 250 人以下	5	4
250 人超 300 人以下	6	4
300 人超 350 人以下	7	5
350 人超 400 人以下	8	6
400 人超 450 人以下	9	6
450 人超 500 人以下	10	7
500 人超 550 人以下	11	8
550 人超 600 人以下	12	8
600 人超 650 人以下	13	9